

業 務 委 託 設 計 書

施 行 年 度	令和2年度	契 約 番 号		建設部 道路河川課		
		2020000539				
業 務 名	令和2年度 印代山神線（山神橋）橋梁架替事業 橋梁予備設計業務委託				設 計 番 号	
履 行 場 所	伊賀市 山神 地 内				設計・積算年月日	
					令和2年5月21日	
業 務 区 分	設計業務				積算者	検算者
設 計 金 額	円 内消費税相当額 円					
工 期	220日	延 長	m	幅 員	m	
業 務 の 大 要					起 工 理 由	
橋梁予備設計 1 橋 仮設計画予備設計 1 橋 協議資料作成 1 業務 道路予備設計 0.15 km 打合せ等 1 業務						

設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計・解析・調査業務								
01:設計・解析・調査								
道路構造物設計				式				
					1.000			
橋梁予備設計				式				第 0001 号 明細表
					1.000			
直接経費（成果品作成費分）				式				
					1.000			
直接原価				式				
					1.000			
その他原価				式				
					1.000			
業務原価				式				
					1.000			
一般管理費等				式				
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計・解析・調査業務価格				式				
					1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			
業務委託料				式				
					1.000			

[設計・解析・調査]

第 0001 号 明細表 橋梁予備設計					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋梁予備設計 (現地踏査)	業務				第0001号施工単価表
		1.000			
橋梁予備設計 橋長= 157 m 杭基礎必要 電子計算機使用 料を計上する	橋				第0002号施工単価表
		1.000			
橋梁予備設計 (地震時保有による耐力照査)	基				第0003号施工単価表
		1.000			
仮設計画予備設計	橋				第0004号施工単価表 橋梁詳細設計 (施工計画) を運用
		1.000			
橋梁予備設計 (関係機関との協議資料作成)	業務				第0005号施工単価表 三重県
		1.000			
橋梁予備設計 (関係機関との協議資料作成)	業務				第0005号施工単価表 国土交通省
		1.000			
道路予備設計 (A) 空中写真図1/1000程度 2車線 複断面で ない 暫定計画をしない	km				第0006号施工単価表
		0.150			
打合せ等 業務着手時打合せ計上 中間打合せ 3回 成果物 納入時打合せ計上	業務				第0007号施工単価表
		1.000			

[設計・解析・調査]

第 0001 号 明細表 橋梁予備設計						1 式
						(上段 : 前回 下段 : 今回)
細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
合 計						

橋梁予備設計（現地踏査）					第 0001 号 施工単価表 1.000 業務 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
主任技師	人					
技師（A）	人					
技師（B）	人					
合計	業務	1.000				
単位当り	業務	1.000	当り			

橋梁予備設計 橋長= 157 m 杭基礎必要 電子計算機使用料を計上する					第 0002 号 施工単価表 1.000 橋 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
主任技術者	人					

橋梁予備設計
橋長= 157 m 杭基礎必要 電子計算機使用料を計上する

第 0002 号 施工単価表
1.000 橋 当り

名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師長	人				
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
電子計算機使用料	%				

橋梁予備設計 橋長= 157 m 杭基礎必要 電子計算機使用料を計上する					第 0002 号 施工単価表
					1.000 橋 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
合計	橋	1.000			
単位当り	橋	1.000	当り		
条 件 名 称			条 件 値		
橋長 (m) 設計計画 設計計算 設計図 概算工事費 照査 報告書作成 杭基礎有無 電子計算機使用料計上			橋長= 157 m 設計計画を計上する 設計計算を計上する 設計図を計上する 概算工事費を計上する 照査を計上する 報告書作成を計上する 杭基礎必要 電子計算機使用料を計上する		

橋梁予備設計 (地震時保有による耐力照査)					第 0003 号 施工単価表
					1.000 基 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				

橋梁予備設計（地震時保有による耐力照査）					第 0003 号 施工単価表 1.000 基 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
技師 (C)	人					
合計	基	1.000				
単位当り	基	1.000	当り			

仮設計画予備設計					第 0004 号 施工単価表 1.000 橋 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
技師 (A)	人					
技師 (B)	人					
技師 (C)	人					

仮設計画予備設計					第 0004 号 施工単価表 1.000 橋 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
合計	橋	1.000				
単位当り	橋	1.000	当り			

橋梁予備設計（関係機関との協議資料作成）					第 0005 号 施工単価表 1.000 業務 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
技師（B）	人					
技師（C）	人					
技術員	人					
合計	業務	1.000				

橋梁予備設計（関係機関との協議資料作成）					第 0005 号 施工単価表
					1.000 業務 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
単位当り	業務	1.000	当り		

道路予備設計（A） 空中写真図1/1000程度					第 0006 号 施工単価表
2車線 複断面でない 暫定計画をしない					1.000 km 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技術者	人				
技師長	人				
主任技師	人				
技師（A）	人				
技師（B）	人				

道路予備設計（A） 空中写真図1/1000程度			第 0006 号 施工単価表 1.000 km 当り		
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師（C）	人				
技術員	人				
電子計算機使用料	%				
合計	km	1.000			
単位当り	km	1.000	当り		
条 件 名 称			条 件 値		
設計区分 車線 断面区分 暫定計画区分 歩道設置等の有無 道路環境関連施設割増し 特殊法面設計区分 工区分割による区分 軟弱地盤対策設計区分 設計計画区分			道路予備設計（A） 2車線 複断面でない 暫定計画をしない 歩道設置等あり 道路環境関連施設なし 特殊法面設計を一体で行わない 工区分割なし 軟弱地盤対策設計をしない 設計計画をする		

道路予備設計（A）		第 0006 号 施工単価表
空中写真図1/1000程度	2車線 複断面でない 暫定計画をしない	1.000 km 当り
現地踏査区分	現地踏査をする	
路線選定区分	路線選定及び主要構造物計画をする	
設計図区分	設計図及び関連機関との協議資料を作成する	
概算工事費区分	概算工事費を算定する	
照査区分	照査をする	
報告書区分	報告書を作成する	
規格	空中写真図1/1000程度	
電子計算機使用料計上	電子計算機使用料を計上する	

打合せ等 業務着手時打合せ計上 中間打合せ 3 回 成果物納入時打合せ計上				第 0007 号 施工単価表 1.000 業務 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
合計	業務	1.000			
単位当り	業務	1.000	当り		

打合せ等 業務着手時打合せ計上 中間打合せ 3 回 成果物納入時打合せ計上		第 0007 号 施工単価表 1.000 業務 当り	
条 件 名 称		条 件 値	
業務着手時打合せの有無		業務着手時打合せ計上	
中間打合せの回数		中間打合せ 3 回	
成果物納入時の打合せ有無		成果物納入時打合せ計上	
関係機関打合せ協議の回数		関係機関打合せ協議 4 回	

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用図書	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 設計業務等共通仕様書（三重県）【平成27年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 年 月） ☒ 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【平成28年 7 月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 年 月） ☐ その他（ ）
イ 業務計画等	☒ 契約締結後 14 日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 ☐ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他（ ）
ウ 成果の提出	☒ 電子記憶媒体で提出すること。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☐ 3 部 ☒ （ 2 ）部）とする。 ☐ 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） ☐ 検査用として成果物の印刷物（A 4 版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を 1 部提出する。 ☐ その他（ ）
エ 工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名： ） ☒ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） 河川管理者 ☐ その他（ ）
オ 管理技術者の要件	管理技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。 ☒ 技術士 （ ☒ 建設 部門 鋼構造及びコンクリート 科目、 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない） ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C Mの資格保持者 （ ☒ 鋼構造及びコンクリート 部門、 ☐ 部門を問わない） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☒ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 ☐ その他（ ）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市
令和元年7月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.2

明示項目		明示事項（条件及び内容）
カ	照査技術者	☒ 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。 ☐ 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ ）
	照査技術者の要件	照査技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。 ☒ 技術士 （ ☐ 部門 科目、 ☐ 部門、 ☒ 部門・科目を問わない） ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C Mの資格保持者 （ ☐ 部門、 ☒ 部門を問わない） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☐ その他（ ）
	照査の実施	☐ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 ☐ 詳細設計照査要領（国土交通省大臣官房技術調査課監修（平成29年3月版）） ☐ その他（ ）
キ	打合せ等	☒ 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 中間打合せ回数は 3 回とする。 ☒ 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 照査技術者については（ ☒ 設計業務着手時 ☐ 中間打合せ 回 ☒ 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む））の打合せに出席するものとする。 ※中間打合せ回数については、実施回数に併せて変更の対象とする。
ク	資料の貸与	☒ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （令和2年度 印代山神線（山神橋）橋梁架替事業 地質調査業務委託資料

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市
令和元年7月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.3

明示項目		明示事項（条件及び内容）	
ケ	業務条件	☐	業務条件は下記のとおりとする。
コ	その他	☒	成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。
		☐	設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。 検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。
		☒	暴力団員等による不当介入（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第11号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第9号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市
令和元年7月